

ID: 1823

担当部署: 福祉課

処分の概要	進学準備給付金の支給		
法令名称 根拠条項	生活保護法 第55条の5第1項		
法令番号	昭和25年法律第144号		
【基準】 法第55条の5の規定による。 (進学準備給付金の支給) 第55条の5 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する(居住地がないか、又は明らかでないときは当該所管区域内にある)被保護者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る。)であつて教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの(次条において「特定教育訓練施設」という。)に確実に入学すると見込まれるものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、進学準備給付金を支給する。 2 前条第2項及び第3項の規定は、進学準備給付金の支給について準用する。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	年 月 日